

令和7年12月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第306号 不当条項差止等請求事件

口頭弁論の終結の日 令和7年10月14日

判 決

5 宇都宮市中今泉二丁目7番19号

原 告	特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
同 代 表 者 理 事	山 口 益 弘
同訴訟代理人弁護士	阿 部 健 一
同	阿 久 津 正 巳
同	竹 田 進 之 介
同	服 部 有

10 東京都渋谷区恵比寿1-15-9 シルク恵比寿403

被 告	株 式 会 社 オ ア シ ス
同代表者代表取締役	仙 波 太 郎
同訴訟代理人弁護士	岡 本 仁 志
同	坂 和 宏 展

主 文

- 1 本件訴えのうち、被告が、消費者との間で、被告が提供するホスティングサービス「オアシスサーバー」の共有レンタルサーバーの利用契約を締結するに際し、別紙1記載のレンタルサーバー利用規約13条後段を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行うことの差止めを求める部分を却下する。
- 20
- 2 被告は、消費者との間で、被告が提供するホスティングサービス「オアシスサーバー」の共有レンタルサーバーの利用契約を締結するに際し、別紙1記載のレンタルサーバー利用規約13条前段を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 25

3. 被告は、別紙2記載の表示を行ってはならない。

4. 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

1. 被告は、消費者との間で、被告が提供するホスティングサービス「オアシスサーバー」の共有レンタルサーバーの利用契約を締結するに際し、別紙1記載のレンタルサーバー利用規約13条を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。

10 2 主文第3項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告に対し、〈1〉被告のレンタルサーバーの利用契約（以下「本件契約」という。）に適用される規約のうち、消費者が、最低利用期間内に本件契約を解約した場合、被告に初期設定費用を支払わなければならないとする条項は、消費者契約法（以下「法」という。）9条1項1号に該当し、消費者が、最低利用期間内に金銭支払債務の履行を遅滞した場合、被告に初期設定費用を支払わなければならないとする条項は、同項2号に該当すると主張して、法12条3項に基づき、上記各条項の内容を含む契約締結の意思表示の差止めを求めるとともに、〈2〉被告のウェブページにおいて、本件契約について、上記のとおり、最低利用期間内に解約した場合には、初期設定費用を支払わなければならないにもかかわらず、いかなる場合でも初期設定費用を支払う必要がないかのように表示されていることは、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）34条1項2号に該当すると主張して、同項柱書きに基づき、上記表示の差止めを求める事案である。

2 関係法令

本件に関係する法令等の定めは別紙3 関係法令等に記載のとおりである。

3 前提となる事実（特に証拠等を掲記しない限り、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、令和元年6月26日、法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた同法2条4項所定の適格消費者団体である（弁論の全趣旨）。

イ 被告は、レンタルサーバー事業等を業とする株式会社である。

(2) 本件契約に適用される利用規約等

ア 被告は、不特定多数の消費者との間で、被告が提供するホスティングサービス「オアシスサーバー」の共有レンタルサーバーの利用（以下「本サービス」という。）に係る契約を締結している（本件契約）。

イ 本件契約に適用される、レンタルサーバー利用規約（以下「本件利用規約」という。）の内容は、以下のとおりである（甲1）。なお、「弊社」とは、被告を指す。

（ア）第3条（サービスの内容）

本サービスは利用者にWebサイトの構築などを行うためのサーバー資源を提供するものです。本サービスは複数のプランで構成されます。プランの内容は別途本サービスのウェブサイト上のサービス内容を定める表に従うものとします。

ただし、弊社は、プランの構成または内容を任意に変更する場合があります。

弊社が、プランの構成または内容の変更を行う場合、第2条の「規約の適用及び変更」に準じた手続きで変更を行うものとします。

（イ）第8条（利用者による解約）

利用者は本サービスにおける利用契約を解約する場合、弊社が提供する会員専用ページよりマイページトークンを利用し、届け出るものとします。

本サービスを解約する場合、解約の届け出を弊社が確認した日の翌月末

をもって本契約の解約とします。

前項の場合において、その利用中に係る利用者の一切の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまでは消滅しないものとします。

5 既に弊社に支払った全ての料金の返還は一切行われたいものとし、利用者はこれを了承します。

解約時、データのバックアップ等は利用者の自己責任において行うものとし、弊社は解約後のデータ保持に関して何ら関与しないものとし、弊社は一切その責任を負わないものとします。

10 (ウ) 第12条 (契約期間)

別紙1記載のとおりである。

(エ) 第13条 (最低利用期間)

別紙1記載のとおりである。

(オ) 第15条 (延滞利息)

15 利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該利用者の負担とします。

20

(3) 被告における本件利用規約の運用

被告は、本件利用規約の適用を前提に、本件契約の申込み又は承諾の意思表示を現に行っており、今後も同内容の意思表示を行う可能性があると認められる(弁論の全趣旨)。

25 (4) 被告のウェブページの表示

被告は、令和6年5月20日頃、別紙2の内容を含む本件契約の「初心者ア

フィリエイター応援プラン」に関する別紙４の表示（以下「本件表示」という。）
を自社のウェブページ上で行っていた。

4 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件利用規約１３条前段が「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（法９条１項１号）に当たるか否か（争点１）

（原告の主張）

本件利用規約１３条前段は、消費者は、最低利用期間内に本件契約を解約した場合、初期設定費用（９万９０００円）の支払債務を負う旨定めており、ここでの初期設定費用が、実体として、解除に伴う損害賠償等として機能するのは明らかであるから、本件利用規約１３条前段は、「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たる。

（被告の主張）

否認ないし争う。被告においては、通常のプランの場合、初期設定費用の支払を必要としているところ、「初心者アフィリエイト応援プラン」の場合に限り、特典として、最低利用期間内の利用を条件に、初期設定費用の支払債務を免除する旨合意している。最低利用期間内での解約によって、消費者は、通常どおり、初期設定費用の支払債務を負うにすぎず、ここでの初期設定費用は、損害賠償等とは性質を全く異にするものである。したがって、本件利用規約１３条前段は、「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には当たらない。

- (2) 本件利用規約１３条前段が「平均的な損害の額を超える」（法９条１項１号）損害賠償等を定めるものか否か（争点２）

（原告の主張）

被告のレンタルサーバーの月額料金が、他社のレンタルサーバーの月額料金の約１０倍以上であること等を踏まえると、最低利用期間内のいかなる時期に解約された場合でも、被告に何ら損害が生じないのは明らかであり、本件利用

規約13条前段の定める9万9000円全額が、解約に伴い、被告に生ずべき「平均的な損害の額を超える」(法9条1項1号)部分に当たる。

(被告の主張)

否認する。被告と他社のサービスの内容は異なるものであるから、他社の月額料金を根拠として、解約に伴う損害額を算定するのは不適切というほかなく、本件利用規約13条前段の定める9万9000円に、解約に伴い、被告に生ずべき「平均的な損害の額を超える」(法9条1項1号)部分があることについては何ら立証されていない。

(3) 本件利用規約13条後段が金銭の支払を遅延した場合における「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(法9条1項2号)に当たるか否か(争点3)

(原告の主張)

本件利用規約13条後段は、消費者は、最低利用期間内に利用料金の支払債務の履行を遅滞した場合、初期設定費用の支払債務を負う旨定めるところ、ここでの初期設定費用が、実体として、金銭支払債務の履行遅滞における損害賠償等として機能するのは明らかであるから、本件利用規約13条後段は、金銭支払債務の履行遅滞における「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たる。

(被告の主張)

否認ないし争う。消費者は、支払債務の履行遅滞により、「初心者アフィリエイト応援プラン」の特典の適用外となる結果として、通常どおり、初期設定費用の支払債務を負うにすぎず、ここでの初期設定費用は、損害賠償等とは性質を全く異にするものである。したがって、本件利用規約13条後段は、金銭支払債務の履行遅滞における「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」には当たらない。

(4) 本件利用規約13条後段が法9条1項2号所定の利率を超える損害賠償等

を定めるものか否か（争点4）

（原告の主張）

消費者が金銭支払債務の履行を遅滞した場合には、本件利用規約15条も適用されることを踏まえると、本件利用規約13条後段が法9条1項2号所定の利率を超える損害賠償等を定めるものであるのは明らかである。

（被告の主張）

否認する。

(5) 本件表示の有利誤認表示該当性等（争点5）

（原告の主張）

ア 本件表示には、「初心者アフィリエイト応援プラン」について、最低利用期間の表示がないばかりか、月額9800円を支払いさえすれば、いかなる場合でも、初期設定費用が掛からないかのような表示がされており、本件表示は、実際の取引条件よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させるものであり、景表法34条1項2号に当たる。

イ 現在も、本件表示が存在することから、景表法34条1項柱書きに当たる。

（被告の主張）

いずれも否認ないし争う。本件表示は既に訂正済みである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件利用規約13条前段が「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（法9条1項1号）に当たるか否か）について

(1) 法9条1項1号は、消費者が、消費者契約の解除に伴い、事業者から不当に損害賠償等の負担を強いられることがないようにするために定められた規定であると解されることを考慮すると、消費者契約中のある条項が消費者契約の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（同項同号）に当たるかどうかは、当該条項が実質的に損害賠償額の予定又は違約金を定めたものとして機能するものかどうかによって判断すべきである。

(2) これを本件についてみるに、本件利用規約の内容(甲1、前提となる事実(2))

や本件利用規約13条前段の文言等に照らすと、同条前段は、本件契約の「ア
フィリエイター応援プラン」について、最低利用期間を設定した上で、当該期
間内に本件契約を解約した場合に、消費者に対して金員の支払義務を新たに課
すことによって当該期間内での解約を心理的に制限しようとする意図の下に
規定されたとみることができる。そうすると、本件利用規約13条前段は、実
質的に損害賠償額の予定又は違約金を定めたものとして機能するものという
べきであるから、本件契約の「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金
を定める条項」に当たるというべきである。

(3) これに対し、被告は、本件契約の「アフィリエイター応援プラン」において
は、最低利用期間内の利用を条件に初期設定費用を免除する旨合意しており、
消費者は、最低利用期間内で解約した場合、通常どおり、初期設定費用の支払
債務を負うにすぎず、本件利用規約13条前段が定める初期設定費用は、損害
賠償等とは性質を異にするものである旨主張する。しかし、被告の上記主張は、
本件利用規約13条前段の文言を形式的に主張するにとどまるものであり、同
条前段の規定が実質的に損害賠償予定又は違約金を定めた趣旨であると認め
られるとの当裁判所の上記判断を覆すに足りるものとはいえないから、採用す
ることができない。

2 争点2(本件利用規約13条前段が「平均的な損害の額を超える」(法9条1項
1号)損害賠償等を定めるものか否か)について

証拠(甲6、9)によれば、原告は、被告訴訟代理人に対し、令和6年10月
28日頃、法12条の4第1項に基づき、本件利用規約13条前段における金額
の算定根拠を説明するよう要請したところ、被告訴訟代理人は、原告に対し、同
年12月26日頃、算定根拠の詳細は不明であるが、被告がアフィリエイトサイ
トを作成するために必要な初期の設定を行っていることから、他社のサービスの
内容との違いや、会社経費の負担等を比較均衡した結果によるものと理解してい

る旨回答した事実が認められるところ、同回答等を踏まえても、本件契約を解約したときに被告にどのような損害が生じるのか（被告のいうアフィリエイトサイトを作成するために必要な初期の設定費用等の金額）、また、損害が発生するとしても、その具体的な内容及び金額は、証拠上明らかでない。

5 仮に、被告に初期の設定費用等の損害が発生するとしても、証拠（甲10、11）及び弁論の全趣旨によれば、被告の同業三社のレンタルサーバーの契約プランにおいても、初期設定費用は0円とされており、いずれも月額料金から初期設定に要する費用等が回収されていることが窺われるところ、上記三社の契約プランの月額料金は、①初期設定費用が0円、容量が500GB、契約期間が1年、
10 月額料金が880円、②初期設定費用が0円、容量が300GB、契約期間が1年、月額料金550円又は③初期設定費用が0円、容量が450GB、契約期間が1年、月額料金が847円であると認められ、これらは、いずれも本件契約の「アフィリエイト応援プラン」の月額料金（9800円）の10分の1以下の金額であることを考慮すると、本サービスと上記三社のサービス内容に多少の差異がある点を加味しても、少なくとも本件契約の「アフィリエイト応援プラン」
15 の月額料金9800円が1回支払われることで、被告は初期設定に要する費用等を全て回収することができると考えられる。

そうすると、本件利用規約13条前段が定める9万9000円全額が、解約に伴い、被告に生ずべき「平均的な損害の額を超える」ものと認めるのが相当である。
20

3 本件利用規約13条後段に係る差止請求の適法性

職権をもって判断するに、証拠（甲4、5の1、5の2）によれば、原告は、被告に対し、本件訴訟提起（令和6年5月20日）に先立つ令和6年3月4日頃、本件利用規約13条前段と本件表示について、法41条1項所定の事項を記載した書面を送付し、同書面は、同月6日、被告に到達した事実が認められるものの、
25 同書面には、本件利用規約13条後段に関する請求の要旨や紛争の要点は一切記

載されておらず、本件全証拠に照らしても、同条後段について、法41条1項所定の事項が記載された書面が被告に送付されたとは認められない。

法41条1項が、差止請求において、適格消費者団体に対し、書面による事前の請求を義務付けた趣旨は、事業者に訴訟の可能性を理解させた上で自ら是正の機会を与えることによって、紛争の早期解決と取引の適正化を図った点にあると解されるところ、最低利用期間内に消費者が本件契約を解約した場面で適用される本件利用規約13条前段と、最低利用期間内に消費者が金銭支払債務の履行を遅滞した場面で適用される同条後段は、その適用場面を全く異にするものであるから、同条前段について書面による事前の請求がされたことのみをもって、被告が同条後段の是正の機会を与えられていたなどとみるのは困難であり、同条後段についても書面による事前の請求がされたとはいえない。そうすると、同条後段に係る差止請求は、訴訟要件を欠き、不適法というべきである。

なお、原告は、被告に対し、令和5年6月29日頃、本件利用規約13条全体の削除等を求める申入書を送付している（甲3）ものの、法41条1項の請求である旨の記載（法施行規則32条1項5号）がない同書面は、上記趣旨を満たすものとはいえないから、かかる事実をもってしても、上記判断は左右されない。

4 争点5（本件表示の有利誤認表示該当性等）について

本件表示には、「初心者アフィリエイト応援プラン」について、最低利用期間の定めがあることや、消費者が最低利用期間内に解約した場合に初期設定費用9万9000円の支払債務が生じることが全く表示されておらず（前提となる事実(4)）、本件表示は、景表法34条1項2号所定の有利誤認表示（取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること）に当たる。

なお、被告は、本件表示について既に訂正を行ったと主張するが、当該主張を裏付ける証拠は見当たらないことを踏まえると、現在も、本件表示が被告のウェブページに存在すると認められ、被告の上記主張を採用することはできず、被告

は、景表法34条1項2号所定の有利誤認表示を現に行っているもの（景表法34条1項柱書き）と認められる。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、被告が、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、
5 本件利用規約13条後段を含む契約の締結の意思表示を行うことについての差止
請求は不適法であるから、これを却下することとし、被告が、消費者との間で、本
件契約を締結するに際し、本件利用規約13条後段を含む契約の締結の意思表示を
行うことについての差止請求及び本件表示の差止請求はいずれも理由があるから、
10 これらを認容することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言は相当で
ないから、これを付さない。

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

本多 哲哉

裁判官

岡田 真生

裁判官

加藤 潤也

レンタルサーバー利用規約

第12条 契約期間

本サービスの契約期間は、弊社が利用者に利用開始日として通知した日より、契約時に契約者が選択した料金支払対象期間経過後の月末までとします。

弊社又は利用者が、契約期間が満了する月の前月末日に、契約を更新しない旨を通知しなかった場合には、契約期間は前項の料金支払対象期間と同じ期間自動的に更新され、その後も同様とします。

第13条 最低利用期間

第12条の定めにかかわらず、「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（99000円）を全額お支払いただく必要があります。

また、最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。

対象となる表示

(表示媒体)

被告WEBサイト

(対象となる役務)

レンタルサーバーの利用サービス

(表示の内容)

対象となる役務について、最低利用期間を記載せずに、「通常：99,000円 ▶ 初期費用0円 60秒で自分だけのサイトが完成 月額9800円」と表示する等、月額9800円を支払えば、いかなる場合も初期費用がかからず、レンタルサーバーを利用することができるかのように示すと表示

関係法令等

1 法の定め

第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等） 1項

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が2以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

第12条（差止請求権） 3項

適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項（第8条第1項第1号又は第2号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第2項の場合に該当するものを除く。次項及び第12条の3第1項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を

とることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

第41条（書面による事前の請求） 1項

適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 法施行規則の定め

第32条（書面の記載事項）

① 法第41条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号
- 三 被告となるべき者の氏名又は名称及び住所
- 四 請求の年月日
- 五 法第41条第1項の請求である旨
- 六 請求の要旨及び紛争の要点

② 法第41条第1項の請求においては、できる限り、訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる場合における当該訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる予定の裁判所を明らかにしなければならない。

3 景表法の定め

第34条（差止請求権等） 1項

法第2条第4項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 略

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

以上

初心者アフィリエイト応援キャンペーン

通常: 99,000円 ▶ 初期費用0円60秒で
自分だけのサイトが完成

月額 **98000円**
TEPPENサーバーNo.1宣言!
初心者アフィリエイト応援

最短60秒で自分だけのサイトを作ろう!

お申し込みはこちら

TEPPENサーバーが選ばれる3つの理由

(別紙4)

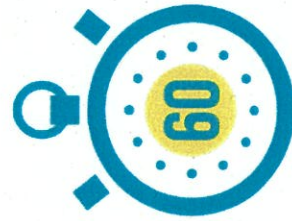
甲第2号証

TEPPENサーバーが選ばれる3つの理由



圧倒的な コストパフォーマンス

初期費用は0円、月額9800円
なのでスタートアップに最適



60秒の簡単操作で



19



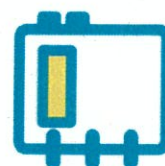
サイト開設の「むずかしい」を「かんたん」にする
初心者向けパッケージを提供



「え、困ったな」がTEPPENならありません。



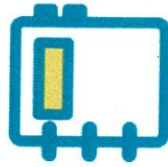
圧倒的に選ばれる
コストパフォーマンスを実現



サイトのデザインってどうするの？
自分好みのサイトにしたい

豊富なテンプレートを無料で提供
簡単な操作で設置可能なプロも使う

サイトのデザインってどうするの？
自分好みのサイトにしたい



簡単操作で設置可能なプロも使う
豊富なテンプレートを無料で提供



面倒な契約はしたくない
1回の契約でブログを始めたい

WordPressのインストールや
ドメイン取得などがTEPPEN
サーバーだけで完結

！ 最短60秒でブログスタート！

お申し込みはこちら

お客様情報の入力

お客様情報の入力

ご利用形態	個人、法人
名義 (ご登録者様)	名義
フリガナ	フリガナ
電話番号	番号 03(3)12345678 市区町村コード 03 電話番号 12345678
メールアドレス	メールアドレス メールアドレス (任意欄) [Postnet service] カラのメールアドレスを登録してください。 パスワードは英文字のみです。
パスワード	パスワード パスワード (任意欄) 半角英数字4文字以上を併記してください。
お支払い方法	銀行振込 お申し込みの時に、お振込みの銀行と口座番号を入力します。 ● クレジットカード お申し込みの時に、お振込みの銀行と口座番号を入力します。

DINAMIS

これは正本である。

令和 7 年 12 月 11 日

宇都宮地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官 道 田

進

